



# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(第144号)

配信日 平成30年7月12日

### 個人情報の記載されている架空請求メール

#### <相談事例>

数日前、スマホのメールに「動画の無料期間が終了します。継続を希望されない方は送信してください。」と届き、登録の覚えはなかったが何か申し込んでいたのかもと思い、住所と名前を入力し送信した。本日、「再三の通知にもかかわらず放置していたため、個人情報を登録のうえ開示します。」とのメールが届いた。内容に自分の名前、住所が記載されていたので不安になり、書かれていたURLにアクセスしたら、アダルトサイトに繋がり、「登録料70万円、退会手数料1万円」との請求画面が表示された。慌てて画面を消したが大丈夫か。

#### 《消費者センターからのアドバイス》

- この相談事例は、嘘のメールに個人情報を回答してしまったために、架空請求のメールが届き、ワンクリック詐欺に遭いました。個人情報の回答を求めるメールが送られてきても、返信しないようにしましょう。今回のように、回答してしまうことで、その情報が詐欺に使用される可能性があります。
- 身に覚えのない請求メールなどに記載してあるURLにアクセスしないようにしてください。怪しいサイトに繋がったり、ウイルスに感染する恐れがあります。
- インターネットで検索した「無料〇〇相談所」などへ相談すると必要のない契約を結ばされる場合があります。かならず行政の窓口や警察へ相談してください。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

### 長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

**土曜日、日曜日、祝日** …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)